



三重県電気工業協業組合
三重県電気工事協力会
発行人 角谷利夫
編集責任 広報委員

“みんなでチャレンジ”

職場のゼロ災害!!

62年度「安全管理基本計画」

△まえがき▽

企業にとって災害の絶滅は、生命、財産尊重の基本理念にもとづく重要な経営課題であり、安全が確保されてはじめて、企業の発展が望めるものである。

昭和六十一年度の災害発生状況をみると中部管内では、墜落、感電事故という一歩間違えば死亡災害につながる重大災害が発生しており、ここ数年来最悪の災害発生となった。

昭和六十二度の安全管理は、最近発生した重大災害をふまえ、同種災害の発生

ゼロを目指し具体的な安全施策の推進、再発防止策の周知徹底をはかる。

的に推進する。また、交通災害ならびに公衆災害防止のための諸施策を積極的に推進する。

1 基本方針

※スローガン
“みんなでチャレンジ”
“職場のゼロ災害!!”

2 具体的実施内容

事業主は安全の確保にあたって人間尊重を第一義とする認識に立ち、卒先して安全に関する範を示すと

(1) 各事業体の推進事項
各事業体において「安全作業十訓」「安全運転十訓」の日常活用をはかるとともに事業主は安全管理の責任、義務を認識し現場作業を通じて指導を行い、さらに不安全行為に対しては毅然たる態度で指摘し厳しい指導を行う。

もに、「安全作業必携」にもとづく安全教育、指導と日常作業を通じて安全作業の反復指導を行い、基本動作の徹底、定着化、安全作業、安全確保の充実を積極

また従業員は「安全作業必携」等安全上の決められ

た事項を遵守し災害防止に努める。

た事項を遵守し災害防止に努める。

(A) 作業災害の防止
作業災害の防止のため次の事項について徹底をはかる。

⑫ 工具、保護具、防具の日常点検の確実実施
⑬ 災害速報、再発防止対策の周知、徹底

(B) 交通災害の防止
交通法規の遵守はもとより常に周囲の状況に即応できる“ゆとり”ある運転を行うなど防衛運転とシートベルトの着用を徹底し交通災害の絶滅をはかる。

特に「交差点およびその周辺」における事故防止を強力に推進する。

① 作業前TBMの確実実施
② 無墜落柱上安全帯の確実使用

(C) 公衆災害の防止
作業にあたっては交通、車輛の通行など周囲の状況に留意し標識類の設置、作業の監視および作業の後かたづけを確実にし公衆災害の防止に努める。

③ 保護具・防具の確実使用
④ 保安帽の完全着用と作業時の正しい服装

(D) 発電機による逆圧感電災害の防止
自家発電機の逆圧による柱上作業者の感電を防止するために、発電機の適切な設置運用を行うとともに停電作業時には、自家発電機の確認、逆圧防止処置を行い、逆圧による感電災害の絶滅を期する。

⑤ 計器活線作業時の安全マスクの完全着用
⑥ 道路横断等の引込線作業の3名以上での実施

⑦ 高所作業(柱上および梯子上の作業等)、道路上作業の監視の確実実施

⑧ 安全な作業足場の確保(梯子、脚立などの安定した使用)

⑨ 梯子、脚立、足場台および屋根上作業時における安全帯、ロープの使用

⑩ 停電作業時の停電範囲確認、検電の確実実施ならびに活線範囲の表示

⑪ 事業主、監督者の随時現場出向による不安全行為の指摘、指導

⑫ 工具、保護具、防具の日常点検の確実実施

⑬ 災害速報、再発防止対策の周知、徹底

⑭ 交通法規の遵守はもとより常に周囲の状況に即応できる“ゆとり”ある運転を行うなど防衛運転とシートベルトの着用を徹底し交通災害の絶滅をはかる。

特に「交差点およびその周辺」における事故防止を強力に推進する。

⑮ 作業前TBMの確実実施

⑯ 無墜落柱上安全帯の確実使用

⑰ 保護具・防具の確実使用

⑱ 保安帽の完全着用と作業時の正しい服装

⑲ 計器活線作業時の安全マスクの完全着用

⑳ 道路横断等の引込線作業の3名以上での実施

※各支部・地区における各種教育訓練の実施概要

項目	開催回数	概要	対象者	
安全推進会議	6ヶ月に1回	安全確保のための具体的展開策・指導方法等の検討	安全推進委員	
災害事例検討会(災害審議会)	2ヶ月に1回	発生した災害に基づく類似災害再発防止策の検討・対策の徹底	安全推進委員および全員	
実務訓練	安全作業	6ヶ月に1回	安全標識の使用・服装・保安帽の着用・梯子脚立の使用等	全員
	昇降柱	6ヶ月に1回	昇降柱の手順・無墜落柱上安全带の使用等	引込委託店(全員)
	引込線工事	6ヶ月に1回	引込線工事の正しい施工方法・高所作業・道路上作業の監視	新規引込委託店
教育・講習会等	保護具・計測器の点検	6ヶ月に1回	保安帽・ゴムシート・ゴム線カバー・計測器等の定期点検	全員
	安全バトロール	6ヶ月に1回	安全推進委員を主体に作業現場の安全バトロールの実施	安全推進委員
	安全講習会	2ヶ月に1回	「安全作業必携」「安全作業教育ビデオ」等を利用した講習会(救急法訓練・交通安全講習会)	全員
	職長教育	年1回	監督者としての安全・衛生に関する知識・技能の教育・訓練	作業監督者

- (E) 内線関係の災害防止
内線関係についても、災害絶滅のため災害事例検討会等を開催し再発防止に努める。
- (F) 結線、接続等の確実実施
作業後の結線、接続等の確認を確実に、災害の絶滅に努める。
- (2) 各支部・地区の推進事項
事業主をはじめ従業員の
- (D) 災害事例にもとづく再
- (A) 「安全作業必携」および「安全作業教育ビデオ」を活用した講習会、研修会の実施
- (B) 作業監督者を対象とした職長教育の実施
- (C) 安全推進会議を中心とした安全意識の高揚および基本事項の定着化
- (3) 安全活動施策の検討
連合会において安全教育活動を支援するため「作業安全推進委員会」で安全教育ビデオの作成など教育活動のための資料を収集、作成する。
- (E) 発防止教育の実施
災害発生時の現場における救急処置等の教育の実施
- (F) 各種教育等への出席状況の把握と集約

事業主のみなさんへ

労働保険料の年度更新手続はもうお済みですか

.....手続は5月15日までです.....

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は保険年度(4月1日~翌年3月31日)の初めに概算で申告・納付し、その保険年度の末に賃金総額が確定したところで精算することになっております。

したがって、事業主のみなさんは昭和61年度の確定保険料と昭和62年度の概算保険料を申告・納付していただく必要があります。

これが「年度更新の手続き」で、毎年4月1日から5月15日までの間に手続きを済ませていただくようになっていきますから、3月末日に送付しました保険料申告用紙により早速手続を済ませてください。

御不明の点があれば、三重県雇用保険課(☎0592-24-2470)、三重労働基準局(☎0592-26-2105)または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

61年度

「建設雇用改善推進事業」の

成果について

60年度に引続き、組合員、従業員の積極的な参加により「建設雇用改善推進事業」について計画どおり全事業を終了、多大な成果をあげました。

1 雇用管理事業

①年金関係説明研集会

大幅な改正のあった年金関係を中心に、対象事業主に対し五会場で実施、延一

二〇名の参加があり、早速雇用管理の重要性を理解され、加入手続きをされる実績が続いている。
②雇用管理事業推進のための参考資料として月刊図書を毎月役員、事務局に配布活用を図った。

2 技能向上事業

①電話工事担任者試験受験予備講習会

一般開放された電話工事に対する新知識と資格取得による営業分野拡大のため各会員の従業員を中心に、「デジタル三種」試験内容についての講習会を四会場で開催、普通3〜4日間の内容を1日に濃縮したハードスケジュールにより熱心に受講、延一六三名の多数が参加、なかには本年度の

受験を目指し追加講習の熱望もあり3月16日再受講された。

③安全向上対策整備

60年度の重大災害発生にかんがみ、61年度は職場ぐるみの安全環境整備による安全意識向上対策として、全事業所に対し「安全作業十訓」と「安全運転十訓」

を作成配布し、事業所掲示により日常の活用を図った。

3 福利厚生事業

建設労働者の安全と健康を守り明るく職場づくりのため全地区において健康診断を実施、検診車の巡回により延八四二名の多数が受診健康保持に努めた。

組合事業の主なもの

○理事会

62・1・23 (17名出席)

○電話工事担任者試験予備講習会

62・2・3

桑名会場 (29名)

62・2・6 四日市会場 (27名)

62・2・9 伊勢会場 (92名)

62・2・12 津会場 (49名)

○厚生年金説明研集会

61・11・17 四日市会場 (26名)

61・11・19 松阪会場 (18名)

62・2・13 伊勢会場 (23名)

62・2・18 上野会場 (16名)

○技術委員会

62・2・19 (8名出席)

○広報委員会

62・2・24 (5名出席)

○厚生委員会

62・3・3 (7名出席)

○経済委員会

62・3・4 (6名出席)

○安全推進会議

62・3・9 (16名出席)

○総務委員会

62・3・9 (10名出席)

○共同保守管理委員会

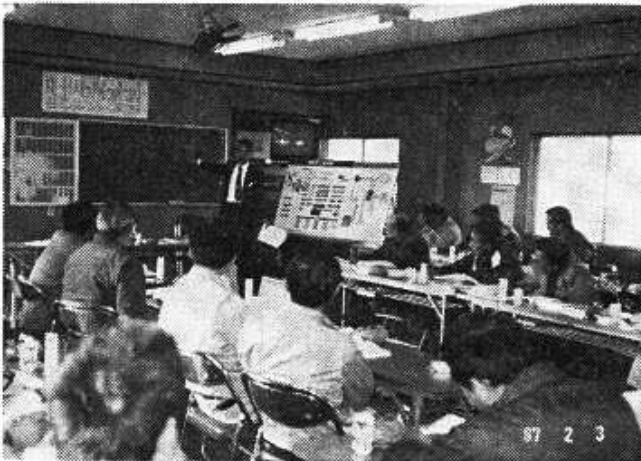
62・3・9 (10名出席)

○理事会

62・3・12 (20名出席)



年金関係説明研集会



電話工事試験予備講習会

61年度

活動状況について

61年度は役員、委員の改選に伴い、新陣容により各種事業に精力的な活動を展開されました。

五月の協力会創立40周年、工業組合創立20周年の意義ある記念大会をはじめ「建設雇用改善推進事業」への積極的な参加、時代に即応した各種研修会、講習会の開催、安全対策、福利厚生関係の推進、会報内容の充実等所期の目的達成にご努力願っております。

さらに次年度に向っての各種事業計画等の立案に御活躍中の役員、委員のみならずのご健闘をお祈り申し上げますとともに61年度の活動状況のご報告を申し上げます。(広報委員会)

(説明)

○……出席

×……欠席

出……出張中

代……代理出席

/……小会合などで関係なし

技術委員会

氏名	月日
上村 静男	7/1
梶 昭夫	12/16
魚見 久志	2/19
中矢 利春	○
池山 清司	○
川口 豊	○
西野 勇蔵	○
藤井 統吾	○

厚生委員会

氏名	月日
楠 修次	7/2
糸内 忠	10/28
川瀬 宗雄	3/3
三井 徳男	○
山口 治	○
天野 光生	○
堂前 尋且	○
宮内 道廣	○

経済委員会

氏名	月日
高山 悦嘉	7/4
林 照己	9/4
三井 義雄	3/4
繁田 義久	○
上谷 貞次	○
岡野 秀隆	○
三上 昇	○
竹野 弘	○

広報委員会

氏名	月日
青山登志男	6/23
村脇 謙	8/6
中西陽太郎	2/24
乙部 邦夫	○
森井 貞彦	○
下井 允	○
見置誠一郎	○
服部 七郎	○

常任理事会・総務委員会

氏名	月日
角谷 利夫	5/26
小林重治郎	7/12
藤田 正幸	9/22
上村 静男	10/22
楠 修次	12/1
高山 悦嘉	3/9
福森誠之助	○
森本 一夫	○
岡 末男	○
水谷一九二	○

理事会

氏名	月日
角谷 利夫	6/12
小林重治郎	7/14
藤田 正幸	8/1、8/7
上村 静男	9/12
楠 修次	10/11
高山 悦嘉	11/13
福森誠之助	1/23
森本 一夫	3/12
三井 義雄	○
岡 末男	○
三井 徳男	○
糸内 忠	○
梶 昭夫	○
水谷一九二	○
川瀬 宗雄	○
中西陽太郎	○
林 照己	○

災害発生状況表

項目	支部別		津		松 阪		伊 勢		四 日 市		計		
	年度別		60年度	61年度	60年度	61年度	60年度	61年度	60年度	61年度	60年度	61年度	
内線工事	感墜	電	7		3	1	2		1	4	7	16	8
	墜転	落		3	2	1		1	3	3	5	8	8
	腰痛	倒	1	2			1		1		3	2	2
	その他傷害	痛	9	5		1		1	10	9	19	16	16
小計			17	10	5	3	3	2	19	19	44	34	34
交通事故			1	3	0	1	1	1	2	4	4	9	9
合計			18	13	5	4	4	3	21	23	48	43	43
休務日数計			619	520	363	321	144	221	778	948	1,904	2,010	2,010
1人当りの休務日数			34	40	72	80	36	74	37	41	39	47	47

61年度 災害発生状況について

(安全推進会議)

61年度上期分については11月号にてお知らせいたしました。61年度分としての報告集約はつきのとおりとなりました。

大災害は幸いにも発生はありませんでした。

内線関係災害も前年に比較し減少いたしました。交通安全事故災害が倍増しております。

本年度は引込関係など重

ります。

交通安全事故による災害休務日数は非常に大き、全体の平均休務日数も増加の結果となっており、一方、内線工事関係における倒、傷害事故など比較的高年令者層に発生が多、し

たがって経営損失も一段と加わっておることがうかがえます。

62年度の安全管理基本計

画も決定され今後各地区での積極的な対策が実施されますが、会員一人々々が決めたこと、決められたことの遵守で、各職場でのゼロ災害達成にチャレンジされますよう重ねてお願いいたします。

事故発生月日	地区	年令	事 故 内 容	休業日数
60.8.6	鷺方	29才	交通事故、出合頭に衝突、負傷	179
12.20	尾鷲	44	交通事故、対向車に激突、頭部外傷	235
61.8.8	大台	36	作業中脚立から降りる際転落頭部、背部打撲	15
9.19	上野		銅線を切断する際ノコギリで右人指指、中指負傷	11
10.14	桑名	35	作業中第1支持点取付中飛降の際足を捻挫	15
10.17	津	46	溶接用仮設電線につまづき右膝打撲	60
10.20	亀山	51	照明器具取付中転落し足の骨にひびが入った	30
10.28	桑名	55	配管中右手首をひねり筋を離れた	7
10.28	鷺方	51	作業中つまづき右腕打撲	12
10.29	松阪	26	電線の皮をむく際左指を切傷	17
11.10	津	23	電柱移設工事中腰をひねり腰骨にひびが入った	58
11.15	四日市	37	交通事故、相手の車に接触横転負傷	23
11.17	鈴鹿	25	作業中铁筋に足を引かけ転倒左足親指打撲	15
12.8	鷺方	40	分電盤加工中ドリルに巻かれ指を骨折	30
12.10	鈴鹿	45	階段で足を滑らせ転倒肋骨2本骨折	30
12.19	津	44	配線中足をすべらせ胸部負傷	90
12.20	四日市	31	作業中脚立から転落膝の皿にひびが入った	30
62.1.13	津	54	工事中ローリングタワーより足をすべらせ肉はなれた	30
1.25	津	63	工事中ドリルで穴をあける際負傷(右小指骨折)	30
2.3	津	16	現場へ行く途中単車がスリップ転倒、左膝骨にひびが入った	30
2.6	久居	54	配線工事中荷物が落ち右足小指骨折	30
2.9	名張	40	臨時工事中梯子を移動する際腰を捻挫した	20

会員異動のお知らせ

62年1月以降の会員異動は下記のとおりです。名簿の追記修正をお願いします。(事務局)

地区	種別	新旧	コード番号	事業所名	代表者	住所	電話番号	郵便番号	登録届出申請番号
名張尾鷲	新加入		31633	奥村電機商会	奥村 栄	名張市富貴ヶ丘1-34	05956 3-6155	518-04	61-483
			32455	賀屋電気	賀屋 正	尾鷲市宮ノ上町7番4号	05972 2-3698	519-36	62-10
久居	退会		31314	伊藤テレビ商会	伊藤 喜平	久居市新町776	05925 5-2448	514-11	61-179
上野			31455	衛藤電気	衛藤 進	上野市愛宕町1821-10	0594 23-0174	518	届出 84-5
松阪			32067	沖電気商事	沖本 静雄	松阪市愛宕町1-91	0598 21-1175	515	61-213
四日市			34082	三光電気商会	杉野 宗清	三重郡楠町南五味塚831	0593 97-3312	510-01	61-67
津	承継加入	新旧	31107	㈱安濃電工	鈴木 嘉行	安芸郡安濃町大字戸島1035	05926 8-2195	514-23	届出 86-19
				安濃電工	鈴木 勝	〃 1036	〃 8-2196	〃	届出 52-22-1
大台		新旧	32311	マルエス電気店	坂井 幸男	度会郡大宮町滝原1179	05988 6-2776	519-27	61-269
四日市		新旧	34143	城西電機工事	金光 安雄	四日市市安島2丁目8-3号	0593 51-7233	510	届出 86-13
				城西電機工事	〃	〃	〃	〃	〃
桑名		新旧	34417	田木電気商会	田木 行生	三重郡朝日町繩生857	059377 2122	512	61-42
〃		新旧	34459	㈱山岡電気商会	山岡 澄雄	桑名市大字友村123	0594 31-1221	511	57-122
津	変更	新旧	31008	㈱山本電気商会	山本 明	津市岩田2-24	0592 28-7247	514	届出 52-15
〃		新旧	31037	電化ショップタカノ	高野 正彦	津市船頭町1722	〃	〃	〃
〃		新旧	31113	生田ラジオ店	〃	津市納所町939	0592 27-4597	〃	61-149
〃		新旧	31113	倉本電気工事	倉本 勝	津市八丁三丁目11-23	〃 28-5360	〃	〃
伊勢		新旧	33108	〃	〃	久居市野村町370	05925 6-3807	514-11	57-93
				〃	〃	津市末広町25-8	0592 28-4035	514	〃
鶴方		新旧	33108	吉川電工	吉川 勇	伊勢市楠部町緑ヶ丘3161-6	0596 25-5847	516	60-53
				〃	〃	伊勢市勢田町917-11	〃	〃	〃
富田		新旧	33401	㈱志摩電気	山本 久之	志摩郡磯部町迫間字高瀬田49-11	05995 5-0120	517-02	届出 480002
				〃	〃	〃 〃 〃 307-6	〃	〃	〃
富田		新旧	34305	㈱平野電気工事会	平野 利明	四日市市富田1丁目3-10号	0593 65-5747	512	61-87
				㈱平野電気商会	〃	〃	〃	〃	〃

昭和62年 三重県交通安全年間スローガン

交通安全は まずわが家から 職場から

〈運動の重点〉

- 子ども・おとしより 交通安全を家庭で話し合おう
- 歩行者・自転車乗用者 安全確認をもう一度する習慣を身につけよう
- 運転者 運転技術を過信せず安全運転を実行しよう

〈推進強化日〉

毎月：1日・11日・21日

62年4月から

建設業の許可申請様式が

変わります

61年7月号にてお知らせのとおり、OA化による許可審査事務が62年4月1日からスタートします。

現在の許可業者数は大臣、知事許可合せて51万余に達しています。

これらの方々から提出される更新、新規申請、変更届などの増加から審査事務が十分に行えない状況となりこのたびOAを導入して厳正化、迅速化を促進することになりました。

1、主な改正点は次のとおり

①許可申請書や変更届の様式はコンピュータで処理できるように変更

昭和62年4月以降新たに許可申請する方や、許可の更新申請(4/1以降分)、変更届等、すべて新様式となります。

②申請にあたっては、どんな申請の場合でも申請書は一通で済みます。

(例えば一般、特定を同時に申請する場合、または更新と同時に追加を行う場合等)ただし手数料については従来通りです。

(注)三重県知事許可申請に

対する手数料は62・4・1以降つぎのとおり改訂

●新規許可申請……七万円

●更新許可申請……三万円

③工事経歴書(様式第2号)は現在は直前三年間の主な

完成工事及び直前三年間に

着工した主な未成工事を記入して

いただいています

これを直前一年間に変更

④直前三年の各営業年度に

おける工事施工金額(様式

第3号)は直前一年の営業

年度については従来どおり

の記入とし、二年前、三年

前の各営業年度については

業種別内訳を不要とし合計

のみの記入とする。また注

文者の区分欄を元請(官民

別)、下請に分ける。

⑤使用人数表(様式第4

号)は使用人の概念を「経

営事項審査の職員の数」と

同じにする。

⑥今回のOA化に伴い申請書の添付書類として、主任技術者一覧表を提出することとなるが、この主任技術者一覧表で提出する主任技術者は法第7条第2号へに該当する者に限る。

⑦業種の追加申請をする場合、または般、特新規の申請をする場合は定款等の添付書類を省略することが出来る。

2、申請に際しての注意事項

①建設業許可申請書等はOCR(光学式文字読み取り装置)用に設計されているので定められた枠内に楷書

で、ていねいに記入すること、特に漢字については正確性が要求されるので、商号、氏名等の記入に当たっては注意が必要。

②すでに許可を受けている者が、昭和62年4月1日(昭和65年3月31日の間に、最初に更新を行う場合は、

データベースに新規に登録を行う必要がある。

このため専任技術者と主任技術者については、新規申請と同じ要領で作成することとなるので注意。なお

新用紙の販売所は従来どおりとなっております。

訃報

昭和61年度において、不幸にして物故されました会員はつぎの方々でした。

○61・5・21

四日市地区

大脇電氣商会 大脇 成治(59才)

○61・5・21

鵜方地区

新和商会 新川 庄吉(71才)

○61・8・15

鈴鹿地区

岡田電氣工事 岡田 和由(60才)

○61・8・20

四日市地区

大西電機商会 大西 信雄(68才)

○62・1・13

桑名地区

田木電氣商会 田木 平三(67才)

○62・2・26

津地区

サンケイ電機工業社 鈴木 啓二(43才)

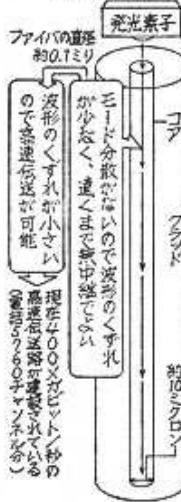
用語解説

伝達したい信号を、可視光線より波長の長い赤外線領域にある光に変換し、光ファイバを通して伝送する通信方法。

光通信、伝送媒体である光ファイバが軽量で無誘導性を有することや、高速・大容量伝送が可能であることから、各種通信システムに広く導入されている。

光通信に使用されている光の波長には、光の量が半分に減る距離が約一キロメートル、近・中距離（無中継で六〜一〇キロメートル）用の〇・八〜〇・九マイクロメートル短波長帯、光量

シングルモードファイバ (遠距離用)



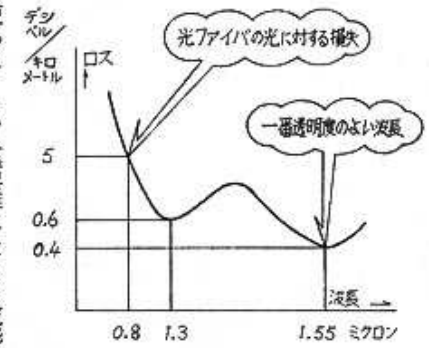
マルチモードファイバ (近距離用)



光ファイバ通信

現在、最も多く使われているのは〇・八〜〇・九マイクロメートル波長の光であるが、従来の光ファイバ(マルチモードファイバ)では光の通路であるコアの直径が五マイクロメートル以上と大きいため入射角が異なる光が交わり、遠距離になると波形が崩れてしまうという欠点があった。

このため、コアの直径を約一マイクロメートルにして直進光のみを伝えるシングルモードファイバが開発された。このシングルモードファイバでは波長の乱れが生じないため、無中継の二五キロメートル程度の長距離伝送が高速かつ正確に行える。



このように、例えば約一・五キロメートルにマンホール中継器が必要な同軸ケーブルによる通信などに比べ、中継器の数も少なく、高速・大容量の伝送が可能な光通信は、高性能光ファイバの開発に合わせて急速に拡大している。

設備工事は、分離発注で……。



分離発注促進シリーズ

⑥

前述のような課題を解決するのが分離発注方式といわれるものです。これは、設備工事を建築工事から切り離し、設備業者に直接発注するという方法です。

ビル建築の先進国アメリカでは、法律で分離発注を義務付けている州がニューヨーク州を筆頭に十州もあります。分離発注こそ、本当に建築主の利益になる発注方式だといえることが見極められたからでしょう。

日本でもほとんどの官公庁、公団、公社などで、設備工事は分離発注されています。また民間の大手不動産会社などでも、積極的に分離発注を採用し、それによってコストダウン、その他いろいろな面で合理化が計られたと発表している例がたくさんあります。